

## 信越化学工業株式会社





代表取締役会長金川千尋



代表取締役社長

行為への対応方針継続の件

株主の皆様には、格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、第138回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当連結会計年度の業績は、後ほどご報告申しあげますとおり、売上高は、前期に比べ増収となり、利益につきましても、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれも、前期に比べ増益となりました。期末配当金につきましては、1株につき50円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて1株につき100円となります。

当社は、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業、社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申しあげます。

#### 目 次

の内容を構成するものではありません。

	行集と囲丸 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- P Z	林土松云乡气	音規	
- ;	<b>添付書類</b>		第1号議案	剰余金の配当の件 ——	- P 39
	事業報告 —————	—P3	第2号議案	取締役12名選任の件 ——	- P 39
	連結計算書類 —————	—P29	第3号議案	監査役3名選任の件 ——	P 45
	計算書類 —————	—P32	第4号議案	従業員に対してストック	
	監査報告 ————————————————————————————————————			オプションとして新株予約 権を発行する件	
注)	3ページから9ページに掲載されている写真、 び図は、ご参考として掲載したものであり、		第5号議案	当社株券等の大規模買付	P51

(証券コード4063)

平成27年6月4日

東京都千代田区大手町二丁目6番1号

### 信越化学工業株式会社

代表取締役社長 森 俊三

## 第138回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第138回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 1.日 時 平成27年6月26日 (金曜日) 午前10時 (受付開始予定時刻:午前9時)
- 2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番1号

朝日生命大手町ビル27階 大手町サンスカイルーム

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3.目的事項報告事項

- 1. 第138期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告の内容、 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果 報告の件
- 2. 第138期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役12名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針継続の件

- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.shinetsu.co.jp/)に掲載しております。従って、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.shinetsu.co.jp/)に掲載させていただきます。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

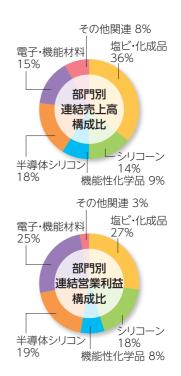
#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国では着実な回復が続きましたものの、欧州では力強さを欠く展開となり、アジア地域などの新興国では伸び悩みの傾向が見られました。また、日本経済は、消費税率引き上げの影響を受けましたが、緩やかな回復基調をたどりました。

このような状況のもとで、当社グループは、世界の幅広い顧客への販売や海外製造拠点の拡充を推し進めるとともに、技術や品質の向上にも鋭意取り組んでまいりました。また、特長ある製品の開発や原材料の安定的な確保にも注力するなど、強固な事業基盤の構築に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、前期に比べ7.7% (897億2千4百万円) 増加し、1兆2,555億4千3百万円となりました。営業利益は、前期に比べ6.6% (115億2千万円) 増加し、1,853億2千9百万円となり、経常利益も、前期に比べ9.6% (174億2千万円) 増加し、1,980億2千5百万円となりました。また、当期純利益は、前期に比べ13.2% (149億8千9百万円) 増加し、1,286億6百万円となりました。

以下、部門別に事業の概況をご報告いたします。



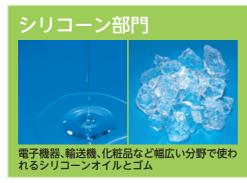






米国シンテック社は、原料価格上昇などの影響を受けましたものの、住宅市場に回復が見られた米国内の需要を取り込むとともに、世界中の顧客への積極的な販売に努めたことから、収益は底堅く推移しました。オランダのシンエツPVC社は、出荷が堅調に推移しましたが、期後半に原料調達先で生じた設備トラブルの影響を受けました。また、国内事業は、住宅関連需要が振るわず、厳しい状況が続きました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ5.8%(248億1千1百万円)増加し、4,526億5千6百万円となり、営業利益は、前期に比べ16.4%(98億8千6百万円)減少し、502億6千4百万円となりました。





シリコーンは、国内では、自動車や化粧品向けが順調だったことに加え、電子機器向けが上向くなど、幅広い分野で堅調に推移しました。海外でも、欧米のほか東南アジアや中国向けの製品が総じて好調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ13.4% (210億1百万円)増加し、1,774億3千8百万円となり、営業利益は、前期に比べ5.1% (16億7百万円)増加し、334億1千4百万円となりました。



セルロース誘導体は、国内では、医薬用製品を中心に堅調に推移しましたものの、ドイツのSEタイローズ社は、価格競争の影響を受けました。また、豪州シムコア社の金属珪素は、市況の上昇もあり堅調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ8.9% (91億4千3百万円) 増加し、1,123億4千7百万円となり、営業利益は、前期に比べ19.8% (25億2千1百万円) 増加し、152億7千8百万円となりました。



半導体シリコンは、スマートフォンや自動車などの需要拡大により半導体デバイスの生産が増加したことから、販売は総じて好調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ7.9%(167億8千3百万円)増加し、2,300億1千6百万円となり、営業利益は、前期に比べ45.6%(111億5千万円)増加し、356億9百万円となりました。



希土類磁石は、ハイブリッド車をはじめとする自動車向けが好調だったことに加え、大容量のハードディスク ドライブ向けも底堅く推移しました。フォトレジスト製品は、半導体デバイス微細化の進展もあり、ArFレジストや多層レジスト材料が伸長しました。また、LED用パッケージ材料も堅調に推移しました。

光ファイバー用プリフォームは、市況低迷の影響を受けましたものの、期後半の出荷は堅調でした。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ7.3% (125億1千9百万円) 増加し、 1,835億5百万円となり、営業利益は、前期に比べ12.8% (52億3千9百万円) 増加 し、462億8百万円となりました。



信越ポリマー㈱の自動車用入力デバイスや半導体ウエハー関連容器は、堅調に推移しました。また、信越エンジニアリング㈱のエンジニアリング事業も底堅く推移しました。

この結果、当部門の売上高は、前期に比べ5.8% (54億6千6百万円) 増加し、995億7千9百万円となり、営業利益は、前期に比べ31.5% (11億5千7百万円) 増加し、48億2千6百万円となりました。

#### (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中の投資金額は、1,099億3百万円で、その主なものは次のとおりであり、当連結会計年度末現在いずれも建設中です。

セルロース製造工場(SEタイローズUSA社)の建設

塩化ビニル一貫製造設備(シンテック社)の増強

新研究棟(当社シリコーン電子材料技術研究所)の建設

シリコーン製造設備(アジア シリコーンズ モノマー社、シンエツ シリコーンズ タイランド社)の増強

なお、当連結会計年度の投資資金は主に自己資金によってまかなっております。

(注) 上記のほか、非連結子会社シンエツ マグネティック マテリアルズ ベトナム社において希土類磁石製造工場を建設中です。

#### (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は、米国では着実な回復が期待されますものの、弱含みで推移する欧州経済や成長の鈍化が見られる新興国経済の先行きには不透明感があります。また、日本経済も、回復基調が続くことが期待されますが、海外景気下振れの影響が懸念されるなど、予断を許さない状況にあります。

このような状況のもとで、当社グループといたしましては、世界の市場を見据え、需要の伸びを的確に捉えた販売活動を積極的に展開するとともに、最適地での製造拠点の建設や既存設備の増強により、世界的な事業展開を一段と加速させてまいります。また、生産性と品質の向上に一層注力するとともに、原材料の安定的な確保にも努めるなど、強固な事業基盤の構築をめざしてまいります。

塩化ビニル事業では、米国シンテック社が、世界的な需要拡大に対応するため、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場の増強に取り組んでいます。また、この一貫生産体制をさらに強化するため、主要原料であるエチレンの生産工場建設を決定いたしました。米国の有利な原料事情を活かし、また、世界の需要動向を的確に見極めた営業戦略により、今後とも、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、盤石なものとしてまいります。

半導体シリコン事業では、国内外の製造拠点から全世界の顧客に向け、高品質製品の安定供給を行い、電子機器市場の拡大に伴うデバイス需要の増加に対応してまいり

ます。また、先端デバイス向けウエハーの研究開発や生産性の向上など、あらゆる方 策により、競争力を強化してまいります。

シリコーン事業では、タイ工場の生産能力の大幅増強や、米国でのテクニカルセンター設立に取り組むほか中国での拡販に努めるなど、海外での事業拡大に注力しております。一方、研究開発を一層強化するため、シリコーン電子材料技術研究所の増設を進めています。これらの取り組みにより、旺盛な世界の需要を着実に捉えてまいります。

希土類磁石事業では、引き続き中国やベトナムの原料工場を活かし、原材料の安定調達をはかってまいります。また、ベトナムで建設中の製品工場を早期に戦力化し、安定供給体制の構築に努めるとともに、自動車向けを中心に拡大が見込まれる国内外の需要を取り込んでまいります。

その他の事業につきましても、ドイツの医薬用セルロース工場や米国で建設中の塗料用セルロース工場のほか、中国の光ファイバー用プリフォーム工場及び台湾での建設を決定したフォトレジスト工場などの拠点を活かし、世界市場での飛躍をめざしてまいります。

さらに、将来の柱となる事業を生み出すため、世界の新しいニーズを先取りした独自性のある新規製品の研究開発と事業化を加速させるとともに、M&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区	分	期	<b>第135期</b> 平成23年度	<b>第136期</b> 平成24年度	<b>第137期</b> 平成25年度	<b>第138期</b> 平成26年度
売	上	高(百万円)	1,047,731	1,025,409	1,165,819	1,255,543
当其	期純利	」 益(百万円)	100,643	105,714	113,617	128,606
1 株	当たり当	期純利益(円)	237.03	248.94	267.20	302.05
純	資	産(百万円)	1,494,573	1,623,176	1,822,135	2,012,711
総	資	産(百万円)	1,809,841	1,920,903	2,198,912	2,452,306

<sup>(</sup>注) 第136期は、パソコンなど電子機器市場の低迷により、半導体シリコンウエハーが低調に推移したことから減収となりました。



平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度







#### (5) 重要な子会社等の状況 (平成27年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主要な事業内容
SHINTECH INC. (米国)	US\$ 18.75	100.0	塩化ビニルの製造・販売
信越半導体株式会社	10,000百万円	100.0	半導体シリコンの製造・ 販売
S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd. (マレーシア)	RM 181,500,000	100.0 (100.0)	半導体シリコンの加工・ 販売
Shin-Etsu Handotai America, Inc. (米国)	US\$ 150,000,000	100.0 (100.0)	半導体シリコンの製造・ 販売
Shin-Etsu PVC B. V. (オランダ)	EUR 18,200	100.0 (100.0)	塩化ビニルの製造・販売
信越ポリマー株式会社	11,635百万円	52.8 ( 0.1)	合成樹脂製品等の製造・ 販売
SE Tylose GmbH & Co. KG (ドイツ)	EUR 500,000	100.0 (100.0)	セルロース誘導体の製造・ 販売
信越アステック株式会社	495百万円	99.6 ( 1.8)	化学製品等の販売及び建築 の請負
信越エンジニアリング株式会社	200百万円	100.0	各種プラント等の設計・ 建設
台湾信越半導体股份有限公司(台湾)	NT\$ 1,500,000,000	70.0 ( 70.0)	半導体シリコンの加工・ 販売
SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD. (オーストラリア)	A\$ 32,005,100	100.0 (100.0)	金属珪素の製造・販売
Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited (タイ)	THB 5,600,000,000	100.0	シリコーン製品の製造・ 販売
Asia Silicones Monomer Limited (タイ)	THB 3,393,000,000	100.0 (100.0)	シリコーンモノマーの製造
長野電子工業株式会社	80百万円	90.0	半導体シリコンの加工

<sup>(</sup>注) 1. 出資比率欄の ( ) 内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

<sup>2.</sup> 当連結会計年度において、重要な子会社の範囲を見直し、SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD.、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、Asia Silicones Monomer Limitedの3社を追加し、SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED、直江津電子工業株式会社、鹿島塩ビモノマー株式会社の3社を除外しました。

#### ② 重要な関連会社の状況

会	社	名	資	本	金	出資比率(%)	主要な事業内容
三益半導	算体工業	株式会社	18,8	824百	万円		半導体シリコンの加工及び 精密機器の販売
信越石	英株	式 会 社	1,(	000百	万円	50.0	石英ガラス製品の製造・ 販売

<sup>(</sup>注) 出資比率欄の( ) 内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。なお、 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

#### ③ 企業結合の成果

前記の重要な子会社及び関連会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は87社、持分法適用会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は、1兆2,555億4千3百万円(前期比7.7%増)、当期純利益は、1,286億6百万円(前期比13.2%増)となりました。

#### (6) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

#### 下記製品の製造及び販売等

塩ビ・化成品部門 塩化ビニル、か性ソーダ、メタノール、クロロメタン

シリコーン部門 シリコーン

機能性化学品部門 セルロース誘導体、金属珪素、ポバール、合成性フェロモン

半導体シリコン部門 半導体シリコン

電子・機能材料部門 希土類磁石、半導体用封止材、LED用パッケージ材料、フォ

トレジスト、マスクブランクス、合成石英製品、液状フッ素

エラストマー、ペリクル

その他関連部門 樹脂加工製品、技術・プラント輸出、商品の輸出入、エンジ

ニアリング

(**7**) 主要拠点 (平成27年3月31日現在)

①当 社

営業所 大阪支店、名古屋支店、福岡支店

工 場 直江津工場 (新潟県)、武生工場 (福井県)、群馬事業所 〔磯部工場、 松井田工場〕、鹿島工場 (茨城県)

研 究 所 シリコーン電子材料技術研究所、精密機能材料研究所(以上群馬県)、 塩ビ・高分子材料研究所(茨城県)、合成技術研究所、新機能材料技 術研究所(以上新潟県)、磁性材料研究所(福井県)

#### ② 子会社

国 内 信越半導体株式会社、信越ポリマー株式会社、信越アステック株式会 社、信越エンジニアリング株式会社(以上東京都)、長野電子工業株 式会社(長野県)

海 外 SHINTECH INC.、Shin-Etsu Handotai America, Inc.(以上米国)、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.(マレーシア)、Shin-Etsu PVC B. V.(オランダ)、SE Tylose GmbH & Co. KG(ドイツ)、台湾信越半導体股份有限公司(台湾)、SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD.(オーストラリア)、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、Asia Silicones Monomer Limited(以上タイ)

## (8) **従業員の状況** (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従 業 員 数	前期末比
	名	名
塩ビ・化成品部門	1,244	-4
シ リ コ ー ン 部 門	2,209	+73
機能性化学品部門	1,206	+13
半導体シリコン部門	4,551	-14
電子・機能材料部門	3,201	-25
その他関連部門	5,865	+341
合 計	18,276	+384

<sup>(</sup>注) 従業員数は就業人員であります。

#### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比	平 均 年 齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
2,757	+20	42.5	20.5

<sup>(</sup>注) 従業員数は就業人員であります。

#### (**9**) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

借	入	先	借	入	金	残 高	
							百万円
日本生	命保険料	互 会 社				3,600	
株式会社	三菱東京	U F J 銀 行				2,651	
明治安田	生命保険	相互会社				2,300	
株 式 会	社 八 十	二銀行				2,060	

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

#### (1) 株式数及び株主数

発行可能株式総数

1,720,000,000株

発行済株式の総数

432,106,693株

株主の総数

45.643名

(注)発行済株式の総数には自己株式6,207,027株が含まれております。

#### (2) 大株主

株	主	名		持 株 数	出資比率
				千株	%
日本マスタートラ	スト信託銀行機	株式会社(信	託口)	38,054	8.9
日本トラスティ・サ	ービス信託銀行	株式会社(信	話口)	28,182	6.6
日 本 生 命	保険	相互会	社	21,933	5.1
株 式 会	社 八 十	二 銀	行	11,790	2.8
日本トラスティ・サー	ービス信託銀行株	株式会社(信託	€□4)	11,415	2.7
明治安田生	生 命 保 険	相互	会 社	10,687	2.5
THE BANK OF N	ew york me	LLON SA/N	JV 10	6,281	1.5
STATE STREET BAN	K WEST CLIENT	T - TREATY 5	05234	5,524	1.3
損害保険ジャ	パン日本原	興 亜 株 式	会 社	5,357	1.3
STATE STREET BAN	k and trust (	COMPANY 5	05225	5,328	1.3

- (注) 1. 当社は、自己株式6,207,027株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。
  - 2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、日本興亜損害保険株式会社が、平成26年9月1日付で株式会社損害保険ジャパンと合併したことに伴い、商号変更したものであります。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

- (1) 新株予約権 (ストックオプション) の状況 (平成27年3月31日現在)
  - ① 新株予約権の概要

当社が発行している新株予約権(ストックオプション)の概要は、次のとおりです。

発 行 回 次 (発 行 日)	新株予約権 の 数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	1株当 発 行	当たり 価額	権利行使時 の1株当た り払込金額	権利行使期間	対象者
第9回新株予約権 (平成22年10月29日)	120個	当社普通株式 12,000株	無	償	4,352円	平成23年10月30日 ~ 平成27年3月31日	当社従業員
第10回新株予約権 (平成23年7月27日)	905個	当社普通株式 90,500株	無	償	4,423円	平成24年7月28日 ~ 平成28年3月31日	同 上

- (注) 各新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。
  - 1. 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。
  - 2. 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間(ただし、権利行使期間の満了日までとする。)に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記1. に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。
  - 3. その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ② 当社役員が保有する新株予約権(ストックオプション)の状況 前記①「新株予約権の概要」に記載された新株予約権のうち、当社役員が保有する 新株予約権(ストックオプション)の状況は、次のとおりです。

	発行 回次	新株予約権の数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	第10回新株予約権	20個	1名

- (注) 上記の第10回新株予約権は、取締役就任前に当社従業員として付与された新株予約権です。
- (2) 当事業年度中に従業員に対し交付した新株予約権(ストックオプション)の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成27年3月31日現在)

地 位	氏	名	担当及び重要な兼職等の状況
代表取締役会長	金川	千 尋	SHINTECH INC.取締役会長
代表取締役社長	森	俊 三	
代表取締役副社長	秋 谷	文 男	半導体事業・精密材料事業・技術関係担当、 信越半導体㈱代表取締役社長
代表取締役副社長	斉 藤	恭 彦	社長室・広報・経理・法務関係担当、国際事業本部長、 SHINTECH INC.取締役社長、信越半導体㈱代表取締役 副社長、Shin-Etsu Handotai America, Inc.取締役社長
専務取締役	石 原	俊 信	新機能材料関係担当、研究開発部長
常務取締役	幅田	紀 一	総務・環境保安・業務監査関係担当
常務取締役	髙杉	晃司	資材関係担当、新規製品部長
常務取締役	車車	正彦	半導体事業部業務部長、信越半導体㈱常務取締役
常務取締役	秋 本	俊哉	社長室・経理関係担当、秘書室長
常務取締役	荒井	文 男	有機合成事業部長、Shin-Etsu PVC B. V.取締役社長、 SE Tylose GmbH & Co. KG取締役社長
常務取締役	松井	幸博	電子材料事業本部長兼同事業本部マグネット部長
※1 取 締 役	Frank Per (フランク・ピ	ter Popoff -ター・ポポフ)	
※1 取 締 役	金子	昌資	㈱一休 取締役会長
※1 取 締 役	宮崎	毅	三菱倉庫㈱相談役
※1 取 締 役	福井	俊彦	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所理事長
※1 取 締 役	小宮山	宏	㈱三菱総合研究所理事長
取 締 役	宮島	正 紀	塩ビ事業本部長
取締役	笠 原	俊幸	経理部長
取締役	小 根 澤	英 徳	企業開発部長
取締役	中村	健	社長室長、広報部長
取締役	岡本	博 明	特許関係担当、開発調査部長
取締役	上 野	進	シリコーン事業本部長
取締役	丸 山	和 政	新機能材料部長
取締役	池上	健司	人事部長
取 締 役	塩原	利 夫	電子材料事業本部副本部長兼同事業本部有機材料部長

地	位			氏	名		担当及び重要な兼職等の状況
常茧	力監査	查 役	岡	$\blacksquare$		理	
監	査	役	渡	瀬		彦	
※2 監	查	役	福	井		琢	弁護士、柏木総合法律事務所マネージングパートナー、 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
※2 監	查	役	小	坂	義	人	公認会計士・税理士、太陽有限責任監査法人パートナー、 飛悠税理士法人代表社員
※2 監	查	役	永	野	紀	吉	

- (注) 1. ※1印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. ※2印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 3. 取締役福井俊彦氏が所属する一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所と当社との間に特別の関係はありません。取締役小宮山 宏氏が所属する㈱三菱総合研究所と当社との間に特別の関係はありません。監査役福井 琢氏が所属する柏木総合法律事務所と当社との間に特別の関係はありません。監査役小坂義人氏が所属する太陽有限責任監査法人及び飛悠税理士法人と当社との間に特別の関係はありません。
  - 4. 社外役員の他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(3) 社外役員に関する事項」に記載しております。
  - 5. 監査役小坂義人氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 6. 取締役金子昌資、宮崎 毅、福井俊彦、小宮山 宏の4氏につきましては、㈱東京証券取引所等 に対し、独立役員として届け出ております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

<b>E</b>	× 5	}	支給人員	支 給 額	摘要
			名	百万円	
取	締	役	25	1,470	うち社外役員8名 170百万円
監	査	役	5	79	75位外仅具0名 170日月日
2	à [	†	30	1,550	

- (注) 1. 取締役及び監査役への支給額には、当事業年度に係る賞与引当額が含まれております。
  - 2. 取締役への支給額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与を含む) は含まれておりません。
  - 3. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が、当社子会社から同社の役員として受けた報酬等の総額は45百万円であります。また、社外役員が、当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等につきましては、該当事項はありません。

#### (3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係

社外取締役福井俊彦氏は、キッコーマン㈱の社外取締役を兼任しておりますが、当 社と同社との間に特別の関係はありません。

社外取締役小宮山 宏氏は、JXホールディングス㈱の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外監査役永野紀吉氏は、SBIホールディングス㈱の社外取締役及びレック㈱の社外 監査役を兼任しておりますが、当社と両社との間に特別の関係はありません。

- (注) 社外役員の他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、前記「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載しております。
- ② 当社又は当社の主要取引先等特定関係事業者との関係該当事項はありません。
- ③ 当事業年度中の取締役会等での主な活動状況

業務執行に係る当社の主な審議及び決定機関としては、法定の取締役会のほか、常務委員会があり、原則として、いずれも毎月1回開催(当事業年度の取締役会は合計13回開催)されております。当社社外役員は、これらの会議に出席するなどの方法により、以下のとおりの活動を行いました。

#### イ. 社外取締役の活動状況

1. 在外取締使の活動 <b>氏 名</b>	主 な 活 動 状 況
Frank Peter Popoff (フランク・ピーター・ポポフ)	同氏は、当事業年度に2回来日し取締役会に出席し、平成27年3月の取締役会には電話で出席し、合計3回の出席でした。同氏は米国ミシガン州在住のため、これまでは、時差の関係により日本で開催される取締役会は米国時間で深夜となることから、出席が難しい状況にありました。しかし、平成27年3月から取締役会の開催時間を変更することなどにより、時差のある米国から電話で参加できる環境を整えました。今後は、来日して出席することができない取締役会には、では、出席できない社外役員から審議事項に関する意見を事前に聴取することや議事録を全て英訳して送付し、審議の内容を電話で詳細に説明することなどにより、社外役員の業務執行に係る検討及び決定への関与をはかっており、同氏は、独立した立場からの監督を十分に行いました。また、当社は、米国、アジア、欧州など世界各地に事業拠点を設け、海外における事業展開を強力に推進してまいりました。グローバル企業としての長い歴史を有する米国ダウ・ケミカル社においてCEOを務めた同氏の経営経験を活かした大所高所からの意見と具体的な助言は、当社が世界で事業を拡大し企業価値を高めていくうえで、極めて重要なものとなっております。 さらに、同氏は、役員報酬委員会の委員長を務めておりますが、これまでの在任中には、役員退職慰労金の廃止をはじめとする役員報酬体系の重要な改定を実施するなど、役員報酬制度の見地から適切なコーポレートガバナンスの構築に努めてまいりました。
金子昌資	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、 常務委員会に出席し、旧㈱日興コーディアルグループでの経営経験を 活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監 督を十分に行いました。
宮崎毅	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、 常務委員会に出席し、三菱倉庫㈱での経営経験を活かした大所高所からの発言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行いました。

	氏	名			主	な	活	動	状	況	
福	井	俊	彦	常務委員会	に出席し、 した知見。	元日本と豊富な	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	: 裁とし :活かし	ってのせ った大剤	世界の金融 高所か	出席するほか、 融及び経済に らの発言を行 た。
小	宮し	Ш	宏	席しました。 資源及びエ	。東京大 ネルギー <sup>7</sup> た大所高	学総長等などの幅 いからの	章を歴日 晶広い名	Eした同 分野に係	司氏は、 系る卓起	化学工	務委員会に出 学、地球環境、 見と豊富な経 した立場から

### 口. 社外監査役の活動状況

	氏	名		主 な 活 動 状 況
福	井		琢	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に 出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において法律に関する 専門的見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保に努めま した。
小	坂	義	人	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に 出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において財務及び会計 に関する専門的見地からの発言を行い、コンプライアンス体制の確保 に努めました。
永	野	紀	吉	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に 出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において旧㈱ジャス ダック証券取引所での経営経験に基づく幅広い見地からの発言を行い、 コンプライアンス体制の確保に努めました。

④ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 81百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 124百万円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

#### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制に 関する助言業務等の対価を支払っております。

#### (5) 当社の会計監査人以外の監査法人による当社子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、信越半導体㈱、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.、Shin-Etsu PVC B. V.、信越ポリマー㈱、SE Tylose GmbH & Co. KG、信越アステック㈱、信越エンジニアリング㈱、台湾信越半導体股份有限公司、SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD.、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、Asia Silicones Monomer Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

#### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。以上による場合のほか、当社都合又は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

# 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「遵法に徹し公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて、暮らしや産業、社会に貢献する」という企業理念のもと、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。

当社は、コンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役及び使用人は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、業務監査部並びに個々の監査内容に関係する部門が内部監査を実施する。

法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づき コンプライアンス相談・通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。 会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務 委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に 出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、業務分掌その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担により、取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

また、取締役の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

(5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制** 当社グループは、遵法精神に徹し公正な企業活動を行うことを企業理念として掲げる。 子会社における業務について、業務監査部並びに個々の監査内容に関係する部門が、必要に応じて 子会社の内部監査部門と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。

また、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなる監査役連絡会及びグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社常勤監査役は他の監査役(社外監査役を含む)とともに、関連会社会議、関連会社社長会に出席するなどの方法により、情報収集を図る。

## (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使 用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する者として、社内規程に定める方法により、当社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。

#### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。

## (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく報告する。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
- ② 経営、財務情報に係る重要事項
- ③ 内部監査の実施状況
- ④ 重大な法令・定款違反
- ⑤ コンプライアンス相談・涌報制度の運用状況及び涌報の内容

#### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、業務監査部との定例報告会を開催するなど連携を図る。

#### (10) 反社会的勢力との関係遮断のための体制

当社グループは、反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。

この方針に基づき、対応統括部署を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との緊密な連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

(注) 上記は、平成18年5月15日開催の取締役会において決定し、その後、平成24年2月16日開催の取締役会において一部改定を行ったものです。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

## (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (以下、「本基本方針」といいます。)

当社グループは、「塩ビ・化成品事業」、「シリコーン事業」、「機能性化学品事業」、「半導体シリコン事業」、「電子・機能材料事業」、「その他関連事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造、販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであると理解しております。但し、そのためには、当該買付行為に関する十分な情報が、買付行為を行う者及び当社の双方から、株主の皆様に提供されることが重要であると考えます。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著し く損なうと判断されるものもあり得ますことから、このような買付行為に対しては、取締 役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると 考えます。

## (2) 当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて

(「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み」)

#### ① 経営方針

当社グループは、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業、社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の追求とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

#### ② 具体的な取組み

当社グループの企業価値向上に向けた具体的な取組みの内容は、7ページの「1.企業集団の現況に関する事項(3)対処すべき課題しの10行目以降に記載のとおりです。

このような取組みは、いずれも当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう当社株式の大規模買付行為がなされるリスクを低減するものと考えられますことから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、これらの取組みは当社グループの企業価値を向上させるものですから、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

#### (3) 大規模買付行為への対応方針

(「本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」)

当社は、株主の皆様や投資家の皆様に対して積極的なIR活動を進めておりますものの、大規模買付行為(特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。)の開始時に、大規模買付者が提示する買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。そこで、当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会におけるご承認をもって現行の大規模買付行為への対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を導入し、その後、毎年の定時株主総会におけるご承認をもって、本対応方針を継続しております。

#### ① 大規模買付ルールの内容

当社が設定する「事前の情報提供に関するルール」(以下、「大規模買付ルール」といいます。)の骨子は、(i)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を提供し、(ii)大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

#### イ. 本必要情報の提供

大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。

#### 口. 評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価・検討期間」といいます。)として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家(証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家)の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合もあります。

#### ハ. 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置しております。本対応方針では、後述の② イ.及び② ロ.において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、② イ.に記載の対抗措置をとる場合、並びに、② ロ.に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。なお、第137回定時株主総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、小宮山 宏、金子昌資、宮崎 毅の4氏が独立委員会の委員として選任されました。

#### ② 大規模買付行為が実施された場合の対応

#### イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当 社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法 その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合が あります。

#### 口. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。

#### ③ 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成27年6月開催予定の当社第138回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様の共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

## (4) 本対応方針が本基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

#### ① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模 買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付 行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守 しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定して おります。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が 当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当 社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、本基本方針を実現するためのものであり、本基本方針の内容に沿ったものであります。

② 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

前述のとおり、本対応方針は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様の承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家(証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家)の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

事業報告における記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

			(0/)	円木滷は切括衣示)
科目	金額	科	目	金 額
	百万円			百万円
(資 産 の 部)	(2,452,306)	(負 債	の 部)	(439,594)
流 動 資 産	1,399,846	流動	負 債	298,846
現金及び預金	461,489	支 払 手 形	及び買掛金	120,694
受取手形及び売掛金	292,748	短 期	借 入 金	6,825
有 価 証 券	304,180	未	払金	60,692
商 品 及 び 製 品	139,133	未 払	費用	60,233
仕 掛 品	12,533	未 払 法	人 税 等	33,554
原材料及び貯蔵品	125,243	賞 与	引 当 金	2,721
繰 延 税 金 資 産	36,721	役員賞	与 引 当 金	513
そ の 他	38,370	そ	の 他	13,611
貸 倒 引 当 金	(-) 10,575	固 定	負 債	140,748
固 定 資 産	1,052,460	長 期	借 入 金	7,116
有 形 固 定 資 産	784,409	繰 延 税	金負債	93,571
建物及び構築物	175,857	役員退職	慰労引当金	266
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	441,123	退 職 給 付	に係る負債	33,401
土 地	79,679	そ	の他	6,392
建設仮勘定	80,230	(純 資 産	の 部)	(2,012,711)
そ の 他	7,519	株主	資 本	1,841,029
無形固定資産	18,012	資 2	金 4	119,419
の れ ん	11,703	資 本 乗	計 余 金	128,572
そ の 他	6,309	利 益 乗	計 余 金	1,626,873
投資その他の資産	250,038	自 己	株式	(-) 33,837
投 資 有 価 証 券	145,726	その他の包括	利益累計額	119,300
長期貸付金	7,604	その他有価証	券評価差額金	22,349
繰 延 税 金 資 産	15,858	繰 延 へ :	ッ ジ 損 益	(-) 91
そ の 他	82,243	為 替 換 算	調整勘定	100,425
貸 倒 引 当 金	(-) 1,394	退職給付に係	る調整累計額	(-) 3,382
		新 株 予	約 権	139
		少数株	主 持 分	52,242
合 計	2,452,306	合	計	2,452,306

## 連結損益計算書

(平成26年4月1日から) (平成27年3月31日まで)

科	目		金	額
				百万円
売上	高			1,255,543
売 上	原    価			940,399
売 上	総利	益		315,143
販売費及び一	般管理費			129,814
営業	美 利	益		185,329
営 業 外	収益			
受取	利	息	3,867	
受 取	配当	金	1,913	
為替	差	益	15,164	
そ	$\circ$	他	2,882	23,828
営 業 外	費用			
支 払	利	息	790	
<del>ح</del>	$\mathcal{O}$	他	10,342	11,132
経	常 利	益		198,025
税 金 等 調	整前当期純和	利 益		198,025
法人税・住	民税・事業	美 税	71,330	
法人税	等 調 整	額	(-) 3,207	68,122
少数株主損	益調整前当期純	利益		129,902
少 数 株	主  利	益		1,295
当 期	純利	益		128,606

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日 残高	119,419	128,625	1,541,127	(-) 34,954	1,754,218
会計方針の変更による累積的影響額			(-) 287		(-) 287
会計方針の変更を反映した当期首残高	119,419	128,625	1,540,840	(-) 34,954	1,753,931
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			(-) 42,573		(-) 42,573
当 期 純 利 益			128,606		128,606
自己株式の取得				(-) 24	(-) 24
自己株式の処分		(-) 53		1,141	1,088
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	(-) 53	86,033	1,117	87,097
平成27年3月31日 残高	119,419	128,572	1,626,873	(-) 33,837	1,841,029

		その他	の包括利益	累計額	頁				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定		付に係る 累計額	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
平成26年4月1日 残高	10,439	493	9,451	(-)	1,470	18,914	426	48,574	1,822,135
会計方針の変更による累積的影響額									(-) 287
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,439	493	9,451	(-)	1,470	18,914	426	48,574	1,821,848
連結会計年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当									(-) 42,573
当 期 純 利 益									128,606
自己株式の取得									(-) 24
自己株式の処分									1,088
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	11,909	(-) 585	90,973	(-)	1,912	100,385	(-) 287	3,667	103,766
連結会計年度中の変動額合計	11,909	(-) 585	90,973	(-)	1,912	100,385	(-) 287	3,667	190,863
平成27年3月31日 残高	22,349	(-) 91	100,425	(-)	3,382	119,300	139	52,242	2,012,711

## 貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

			(日月円木油は切捨衣7				
科目	金額	科目	金額				
流の で	10   10   10   10   10   10   10   10	流	109,655 5,190 44 15,993 21,721 13,483 57 864 419 18,344 6,154 66 1,359 5,018 5,678 66 (751,616) 728,543 119,419 121,166 120,771 394 521,794 6,778 515,016 214 43 2,015 88 15 20 351,137 161,481 (-) 33,837 22,991 22,991				

## 損 益 計 算 書

平成26年4月1日から (平成27年3月31日まで)

		-	'si					_			^	
		木	4					目			金	額
												百万円
売				上			Ē	高				640,369
売		_	L		原		ſ	Ш				503,321
		売		上		総		利		益		137,047
販	売	費	及 乙	), —	般	管	理	費				45,316
		営		¥	Ě		利	J		益		91,731
営		業		外	Ц	又	Î	益				
	受			取			利			息	163	
	受		取		酉	2		当		金	6,215	
	そ				T)	)				他	12,208	18,587
営		業		外	夏	貴	F	Ŧ				
	支			払			利			息	186	
	そ				O,	)				他	3,001	3,187
		経		Ė	Ŕ		利.	J		益		107,130
特		5	引		損		4	ŧ				
	関	係	会	社	出	資	金	評	価	損	4,294	4,294
		税	引	前	当	其	玥	純	利	益		102,835
法	人	税		住	民	税		事	業	税	36,530	
法		人	科	Ħ	等		調	惠	室	額	(-) 410	36,120
		当		期		純		利		益		66,715

### 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株		主		資		本		評価·換算 差額等		
		Ì	資本剰余金	È	利益剰余金						新	純資産合計
	資本金	資 本準備金	その他資 余金	資本剰余金	利 益準備金	その他利益 剰 余 金 (※)	利益剰余金 計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	予約権	合 計
平成26年4月1日残高	119,419	120,771	448	121,219	6,778	491,176	497,955	(-)34,954	703,640	11,710	292	715,643
会計方針の変更に よる累積的影響額						(-) 303	(-) 303		(-) 303			(-) 303
会計方針の変更を 反映した当期首残高	119,419	120,771	448	121,219	6,778	490,873	497,651	(-)34,954	703,336	11,710	292	715,339
当事業年度中の変動額												
剰余金の配当						(-)42,573	(-)42,573		(-)42,573			(-)42,573
当期純利益						66,715	66,715		66,715			66,715
自己株式の取得								(-) 24	(-) 24			(-) 24
自己株式の処分			(-) 53	(-) 53				1,141	1,088			1,088
株主資本以外の項 目の当事業年度中 の変動額(純額)										11,281	(-) 211	11,069
当事業年度中 の変動額合計	-	-	(-) 53	(-) 53	-	24,142	24,142	1,117	25,206	11,281	(-) 211	36,276
平成27年3月31日残高	119,419	120,771	394	121,166	6,778	515,016	521,794	(-)33,837	728,543	22,991	81	751,616

#### (※) その他利益剰余金の内訳

(単位:百万円)

	特別償却準備金	特定災害防止準備金	固定資産圧縮記帳積立金	研究費  金	配当平均	土 地 圧 縮記帳積立金	別途積立金	繰刺	域利益 余 金	合	計
平成26年4月1日残高	251	36	1,759	88	15	19	351,137		137,870	49	1,176
会計方針の変更による累積的影響額								(-)	303	(-)	303
会計方針の変更を反映した当期首残高	251	36	1,759	88	15	19	351,137		137,566	49	0,873
当事業年度中の変動額											
剰余金の配当								(-)	42,573	(-) 4	2,573
特別償却準備金の積立	102							(-)	102		-
特別償却準備金の取崩	(-) 138								138		-
特定災害防止準備金の積立		7						(-)	7		-
固定資産圧縮記帳積立金の積立			294					(-)	294		-
固定資産圧縮記帳積立金の取崩			(-) 38						38		-
土地圧縮記帳積立金の積立						0		(-)	0		-
当 期 純 利 益									66,715	6	6,715
当事業年度中の変動額合計	(-) 36	7	255	-	_	0	_		23,915	2	4,142
平成27年3月31日残高	214	43	2,015	88	15	20	351,137		161,481	51	5,016

#### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

信越化学工業株式会社 取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 印 業務 執行社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 印

指定有限責任社員 公認会計士 相 澤 範 忠 印業務執行社員 公認会計士 相 澤 範 忠 印

指定有限責任社員 公認会計士 跡 部 尚 志 印 業務執行社員 公認会計士 跡 部 尚 志 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越化学工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評 価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計十法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

#### 計算書類に係る会計監査人の監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

江田且八い皿且取口首

平成27年5月14日

信越化学工業株式会社 取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 相 澤 範 忠 印 業務 執行社員 公認会計士 相 澤 範 忠 印

指定有限責任社員 公認会計士 跡 部 尚 志 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越化学工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な 保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計十法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

#### 監査役会の監査報告

#### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第138期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどの方法により監査いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 工 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関す る取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について は、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組み は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の 地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

平成27年5月19日

信越化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 出  $\mathbf{H}$ 理 (EI)

監 査 役

昌 渡 瀬 彦 福 # 琢 監查役(社外監查役) 

小 坂 義 監査役(社外監査役) 人

紀 監査役(社外監査役) 永 野 吉 

以

#### 議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、長期的な観点に立って、事業収益の拡大と企業体質の強化に注力させていただき、そうした経営努力の成果を株主の皆様に適正に還元する配当を行うことを基本方針としております。

第138期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

#### 金銭

- 2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
  - 当社普通株式 1 株につき金50円 総額21,294,983,300円
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

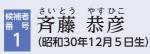
#### 平成27年6月29日

なお、中間配当金として1株につき50円をお支払いいたしておりますので、当期の年間 配当金は前期と同額の1株につき100円となります。

## 第2号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役斉藤恭彦、石原俊信、髙杉晃司、松井幸博、 Frank Peter Popoff、宮崎 毅、福井俊彦、宮島正紀、笠原俊幸、小根澤英徳、中村 健、 岡本博明、上野 進、丸山和政の14氏は、任期満了となりますので、取締役12名の選任を お願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。



#### 所有する当社の株式の数

18.300株

再 任

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年4月 当社入社

平成11年12月 | Shin-Etsu PVC B.V.取締役(現任)

平成13年 6 月 当社取締役

平成13年11月 社長室・広報関係担当(現任)

平成14年6月 常務取締役

平成15年6月 経理関係担当(現任)

平成16年 1 月 法務関係担当 (現任)

平成17年 6 月 専務取締役

平成19年 7 月 代表取締役専務

平成21年 6 月 国際事業本部長 (現任)

平成22年6月 代表取締役副社長(現任)

#### (重要な兼職の状況)

SHINTECH INC.取締役社長

信越半導体㈱代表取締役副社長

Shin-Etsu Handotai America,Inc.取締役社長

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 候補者 番 号 **2**

#### いしはら としのぶ 石原 俊信 (昭和22年9月8日生)

#### 所有する当社の株式の数

6.700株

再 任

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年4月 当 当 计入 计

平成13年6月 新機能材料技術研究所長

取締役

平成22年 6 月 常務取締役

新機能材料関係担当 (現任)

研究開発部長 (現任)

平成25年6月 専務取締役(現任)

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 候補者 番 号 **3**

## 高杉 晃司 (昭和16年8月21日生)

#### 所有する当社の株式の数

3.600株

再 任

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和35年3月 当社入社

平成13年12月 国際事業本部長

平成17年6月 取締役

 平成19年6月
 常務取締役(現任)

 平成21年6月
 資材関係担当(現任)

新規製品部長 (現任)

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



## (昭和23年10月2日生)

## 所有する当社の株式の数

3.900株

#### 再 任

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月 当社入社

平成16年 4 月 電子材料事業本部マグネット部長(現任)

平成21年6月 取締役

平成22年6月 電子材料事業本部長(現任)

平成25年6月 常務取締役(現任)

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



フランク ピーター ポポフ Frank Peter Popoff (昭和10年10月27自生)

#### 所有する当社の株式の数

91.600株

#### 任 再

**社外取締役候補者** 

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年12月 | The Dow Chemical Company最高経営責任者

平成 4 年12月 同取締役会長

平成13年 1 月 SHINTECH INC.取締役(現任)

平成13年6月 当社取締役 (現任)

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

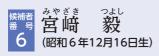
#### 社外取締役候補者の選任理由等

Frank Peter Popoff氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定 める社外取締役候補者であります。同氏は平成13年6月から当社の 社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終 結の時をもって14年となります。この間、同氏は、独立した立場か らの監督を十分に行いました。

また、当社は、米国、アジア、欧州など世界各地に事業拠点を設け、 海外における事業展開を強力に推進してまいりました。グローバル企 業としての長い歴史を有する米国ダウ・ケミカル社においてCEOを務 めた同氏の経営経験を活かした大所高所からの意見と具体的な助言は、 当社が世界で事業を拡大し企業価値を高めていくうえで、極めて重要 なものとなっております。

さらに、同氏は、役員報酬委員会の委員長を務めておりますが、これ までの在任中には、役員退職慰労金の廃止をはじめとする役員報酬体 系の重要な改定を実施するなど、役員報酬制度の見地から適切なコー ポレートガバナンスの構築に努めてまいりました。当社といたしまし ては、引き続き、これらの助言及び監督を期待し、また、今後とも適 切なコーポレートガバナンスの構築に貢献していただけるものと判断 し、候補者といたしました。

▶Frank Peter Popoff氏は、平成13年1月から当社子会社のシンテッ ク社の非業務執行取締役に在任しております。



#### 所有する当社の株式の数

0株

#### 任 再

社外取締役候補者

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成2年3月 三菱倉庫㈱代表取締役社長

平成10年6月 同代表取締役会長 平成15年6月 同相談役 (現任) 平成16年8月 信越半導体㈱監査役 平成19年6月 当社取締役 (現任)

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 社外取締役候補者の選任理由等

宮崎 毅氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締 役候補者であり、㈱東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立 役員の候補者であります。同氏は平成19年6月から当社の社外取締 役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時を もって8年となります。この間、同氏は、三菱倉庫㈱での経営経験を 活かした大所高所からの有益な助言と独立した立場からの監督を十分 に行ったことから、引き続きこれらの助言及び監督を期待し、候補者 といたしました。

▶宮崎 毅氏は、平成16年8月から平成19年6月まで当社子会社の信 越半導体㈱の監査役に在任しておりました。

福井 俊彦 (昭和10年9月7日生)

#### 所有する当社の株式の数

0株

#### 任 푬

社外取締役候補者

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和33年4月 日本銀行入行 平成 6 年12月 同副総裁 平成15年3月 同総裁 平成21年6月 当社取締役(現任)

#### (重要な兼職の状況)

一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所理事長 キッコーマン㈱汁外取締役

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 社外取締役候補者の選任理由等

福井俊彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締 役候補者であり、㈱東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立 役員の候補者であります。同氏は平成21年6月から当社の社外取締 役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時を もって6年となります。日本銀行総裁を務めた同氏は、この間、世界 の金融及び経済に関する卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高 所からの有益な助言と独立した立場からの監督を十分に行ったことか ら、引き続きこれらの助言及び監督を期待し、候補者といたしました。



#### タャじま まさ き **宮島 正紀** (昭和22年2月8日生)

## 所有する当社の株式の数

21,800株

再任

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年7月 当社入社

平成 9 年 5 月 精密材料事業部精密材料部長

平成13年6月 取締役(現任)

平成14年11月 塩ビ事業本部長(現任)

▶候補者は、鹿島塩ビモノマー㈱及び鹿島電解㈱の代表取締役社長であり、当社は両社との間で原材料の購入等の取引を行っております。



# がきはら としゅき **笠原 俊幸** (昭和26年5月7日生)

## 所有する当社の株式の数

5.900株

再 任

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年3月 当社入社

平成13年12月 経理部長(現任) 平成17年6月 取締役(現任)

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



#### \* なざわ ひでのり 小根澤 英徳 (昭和27年2月27日生)

#### 所有する当社の株式の数

4,800株

再 任

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月 当 十 当 十 入 計

平成13年6月 信越半導体㈱取締役

平成16年8月 同常務取締役

平成17年6月 当社取締役(現任)

平成22年 3 月 企業開発部長(現任)

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



すすむ 進 (昭和18年5月24日生)

#### 所有する当社の株式の数

13,406株

再 任

#### ▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

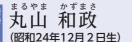
昭和43年4月 当社入社

平成17年6月 群馬事業所長

平成25年 6 月 取締役 (現任)

シリコーン事業本部長(現任)

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数

3,400株

任 再

▶略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年4月 当社入社

新機能材料部長 (現任) 平成22年 6 月

平成25年6月 取締役(現任)

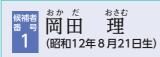
▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役岡田 理、渡瀬昌彦、永野紀吉の3氏は、任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。



#### 所有する当社の株式の数

3.500株

再 任

#### ▶略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和36年4月 当 当 计入 计

昭和63年6月 信越半導体㈱取締役

平成 5 年 6 月 同常務取締役 平成 7 年 6 月 同専務取締役

平成11年6月 同代表取締役副社長

平成13年6月 同顧問

平成15年6月 当社常勤監査役(現任)

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

# (昭和15年11月29日生) ながの 紀吉 2 (昭和15年11月29日生)

#### 所有する当社の株式の数

0株

#### 再 任

社外監査役候補者

#### ▶略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成16年12月 | ㈱ジャスダック証券取引所代表取締役会長兼社長

平成17年6月 同最高顧問

平成18年6月 同経営諮問会議議長平成19年6月 当社監査役(現任)

#### (重要な兼職の状況)

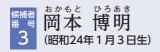
SBIホールディングス㈱社外取締役

レック㈱社外監査役

- 注: 平成27年6月26日付で同社の社外監査役を退任し、同日付で同社の社外 取締役に就任する予定であります。
- ▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 社外監査役候補者の選仟理由等

永野紀吉氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏は、平成19年6月から当社の社外監査役に就任しており、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。この間、同氏は、旧㈱ジャスダック証券取引所での経営経験に基づく幅広い見地から十分な監査実績を残したことから、今後とも社外監査役としての職務を適切に遂行し当社のコンプライアンス体制の確保に貢献していただけるものと判断し、候補者といたしました。



#### 所有する当社の株式の数

4,000株

新 任

#### ▶略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和46年7月 当社入社

平成19年12月 研究開発部部長代理

平成21年6月 取締役(現任)

特許関係担当 (現任)

平成22年6月 開発調査部長 (現任)

注:本総会終結の時をもって、当社取締役開発調査部長を退任する予定であります。

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第4号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の幹部従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

#### 1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の幹部従業員に対して、以下に記載の要領により、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

#### (2) 新株予約権の数の上限

3,600個を上限とする。

(新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式360,000株を上限とし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。)

#### (3) 新株予約権の払込金額の要否

金銭の払込みを要しない。

#### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予 約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額(以下 「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各 円(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通 取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京 証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直 近日の終値)のうちいずれか高い方に 1.025を乗じた金額とし、また、 1 円未満の端数 は切り上げる。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株 式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求) に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の 転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたも のを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の 結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調 整 後 調整前 行使価額 行使価額

新発行株式数×1株当たり払込金額 既発行 株式数

既発行株式数+新発行株式数

(上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する 自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処 分する自己株式数1と読み替えるものとする。)

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の 算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調 整 後 調 整 前 分割・併合の比率 行使価額 行使価額

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ たときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の1年後の応当日の翌日から平成32年3月31日まで

# (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社 計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、 計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、 上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた 額とする。

#### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

#### (8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### (9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契

約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の 条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当 該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の 効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使すること ができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ト記(6)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の条件 上記(8)に準じて決定する。

#### (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (11) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

## 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、現行の「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)を導入し、その後、毎年の定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、本対応方針を継続しております。今般、当社は、本対応方針が本総会終結の時をもって有効期間が満了となることに伴い、平成27年5月21日開催の取締役会において、本総会における本議案のご承認を条件として、本対応方針を下記の目的及び内容で継続することを決議いたしました。

つきましては、本対応方針について、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同によるご 承認をお願いするものであります。なお、本対応方針の内容はこれまでのものと実質的に同 一であり、当社監査役5名は、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、 本対応方針に賛成する旨の意向を表明しております。また、現時点においては、当社株券等 について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

注:本議案において引用されている法令・条文等が改正された場合には、改正前の法令・条文等はそれぞれ、改 正後の対応する法令・条文等をさすものといたします。

記

#### 1. 本対応方針の目的

当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を担うべきであると考えておりますが、買付後の議決権割合が20%以上となるような当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、当社株式の売却を行うか否かの判断は株主の皆様に委ねられるべきものであると理解しております。このような理解を踏まえ、本対応方針は、大規模買付行為の開始に際して、買収の対価、買収によって当社グループが受ける影響及び買収後に大規模買付者が予定する経営方針・事業計画等の、株主の皆様に必要かつ十分な情報を提供することによって、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かのご検討及びご判断をより適切に行える機会を確保することを目的とするものであります。

近年の金融商品取引法の改正により、大規模買付行為に関する株主の皆様のご判断に必要

な情報や時間を確保するためのルールが整備されてきましたが、当社といたしましては、当 社株主の皆様が、より適切なご検討及びご判断ができるようにするため、金融商品取引法で 定められたルールに加えて、本対応方針をご提案するものであります。

#### 2. 本対応方針の概要

本対応方針は、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する**十分な情報提供**と当社取締役会による**最長90日の検討期間の確保**を定めた「大規模買付ルール」の遵守を求め、このルールが遵守されない場合や当社の企業価値が著しく損なわれると判断される場合に限り、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問のうえ、対抗措置を講ずるというものであります。

このように、本対応方針はあくまで、株主の皆様のより適切なご検討及びご判断の機会を確保することなど株主共同の利益の確保・向上を図るためのものであり、大規模買付行為そのものを妨害し、株主の皆様の当社株式の売却の機会を奪うものではありません。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められていることに加え、対抗措置の発動に際しては独立委員会の判断を最大限に尊重することなど当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが設けられておりますことから、**当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。** 

本対応方針の詳細については、3.「本対応方針の内容」をご参照ください。

#### 3. 本対応方針の内容

本対応方針は、特定株主グループ (注1) の議決権割合 (注2) を20%以上とすることを目的とする当社株券等 (注3) の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為 (いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。) が実施される場合の当社の対応方針を定めたものであります。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企

業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

#### (1) 大規模買付ルールの内容

#### ① 必要情報の提供

当社が設定する「大規模買付ルール」の骨子は、(i)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供し、(ii)大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

具体的には、大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。大規模買付行為の提案があった旨並びに当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様のご判断のために必要であると考えられる場合には、適切と判断される時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、以下の項目に関する情報は、原則として本必要情報に含まれるものといたします。

- イ. 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の具体的名称、事業内容、当 社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報、資本構成、財務内 容を含みます。)
- 口. 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の価額・種類、買付の時期、買付 方法の適法性を含みます。)

- ハ. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存 する場合にはその内容
- 二. 当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法を含みます。)
- ホ. 大規模買付行為完了後に予定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、 配当政策、資産活用策等
- へ. 当社グループの取引先、顧客、従業員と当社グループとの関係に関し、大規模買付 行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ト. 当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法の観点からの適法性に関する見解

#### ② 評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価・検討期間」といいます。)として確保されるべきものと考えます。この取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家(証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家)の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合もあります。この結果、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案を検討することが可能となり、また、当社取締役会より代替案が提示された場合にはその代替案と大規模買付者の提案を比較検討することも可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

#### (2) 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置します。

そして、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、当社取締役会は原則として独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

なお、独立委員会の検討は(1) ②「評価・検討期間の設定」にて記載した取締役会評価・検討期間に行われるものといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している、当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。独立委員会の概要は別紙1に記載のとおりです。また、別紙2に記載の4氏が本総会終結の時以降、委員に就任する予定です。

- (3) 大規模買付行為が実施された場合の対応 (別紙3の概要図をご参照ください。)
  - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的な対抗手段は、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いた しますが、新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に新株予約権を割り当てる場 合の概要は別紙4に記載のとおりです。

#### ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、別紙5に記載の、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。なお、判断の客観性及び合理性を担保

するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、独立の外部専門家(証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家)の見解を聴取しつつ、また、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、買付対価の価額・種類等)や、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討したうえで判断します。

#### ③ 対抗措置の発動の停止等について

当社取締役会が、前述の(3) ①に記載の対抗措置をとること、又は、(3) ②に記載の例外的対応をとることを決定した後、大規模買付者が当該大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当て を受けるべき株主の方々が確定した後に、当社取締役会が対抗措置の発動が適切ではな いと判断した場合には、次のとおり対抗措置の発動を停止することができるものとします。

- イ. 新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止 する。
- 口. 新株予約権の無償割当て後、権利行使期間の開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得する。

#### (4) 取締役会の決議等

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置をとるか否かの決議を、取締役会評価・検討期間経過後速やかに行い、直ちに当該決議の内容を開示いたします。また、当社取締役会が、前述(3) ③に記載の対抗措置の発動の停止等を行う旨の決議を行った場合にも、直ちに当該決議の内容を開示いたします。

#### (5) 株主・投資家の皆様に与える影響

本対応方針が導入されること及び対抗措置が発動されることのみによって、株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、例えば、対抗措

置として新株予約権の無償割当てを選択した際に、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の方々が確定した後において、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合(前述の(3)③をご参照ください。)には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (6) 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成28年6月開催予定の当社第139回定時株主総会終結の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様の共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。さらに、当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、株主の皆様の共同の利益向上等の観点から、必要に応じ本対応方針を見直してまいります。

なお、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、直ちに開示します。

以上

#### 注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

#### 注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i) 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。) 又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii) 記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(ご参考) 当社の大株主の状況は、14ページの事業報告「2.会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

別紙1

## 独立委員会の概要

#### 1. 目的

独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保することを目的とする。

#### 2. 設置及び委員等

- (1) 独立委員会の設置は当社取締役会の決議により行う。
- (2) 独立委員会の委員(以下、独立委員という。)は3名以上とし、以下のいずれかの条件を満たした者の中から取締役会が選任する。
  - ① 当社業務執行取締役から独立している当社社外取締役又は当社社外監査役
  - ② 当社業務執行取締役から独立している弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者などの社外有識者
- (3) 独立委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会は、任期が終了した独立委員を再任することができる。

#### 3. 独立委員会の招集及び決議等

- (1) 独立委員会は、各独立委員又は当社取締役会が招集する。
- (2) 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定する。
- (3)独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故その他の特段の事情があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

#### 4. 独立委員会の決議事項

独立委員会は、当社取締役会による諮問があった場合には、以下に掲げる事項について決議し、その決議内容にその理由を付して当社取締役会に対し勧告する。

- ① 大規模買付行為への対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施
- ② 大規模買付行為への対抗措置としての新株予約権無償割当ての中止又は当該新株予約権の無償 取得
- ③ 新株予約権無償割当て以外の対抗措置の実施若しくは不実施
- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

#### 5. 独立委員会の権限等

- (1)独立委員は、上記4.に定める決議に当たっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとする。この決議において、議案に関し特別な利害関係を有する独立委員は決議に参加できず、その数は定足数より控除されるものとする。
- (2) 独立委員会は、大規模買付者から提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、自ら又は当社取締役会を通じて追加的な情報提供を要求することができる。
- (3)独立委員会は、当社取締役会に対しても、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、当社取締役会が代替案の決定を行った場合にはその代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。
- (4) 独立委員会は、十分な情報収集を行うため、当社取締役、監査役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者の独立委員会への出席を当社取締役会に要求し、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- (5) 独立委員会は、その職務を遂行するにあたり、合理的な範囲内における当社の費用で、独立した第三者(証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家)の助言を得ることができる。

別紙2

#### 独立委員会の委員(就任予定者)の氏名・略歴

# 福井 俊彦

昭和10年9月7日生まれ

昭和33年4月 日本銀行入行

平成 6 年12月 同副総裁

平成15年3月 同総裁

平成21年6月 当社社外取締役(現任)

## こみやま ひろし 小宮山 宏

昭和19年12月15日牛まれ

昭和63年7月 東京大学工学部教授

平成12年4月 同大学大学院工学系研究科長・工学部長

平成17年4月 国立大学法人東京大学総長

平成22年6月 当社社外取締役(現任)

#### かね こ まさ し **金子 昌資**

昭和14年3月2日生まれ

平成13年10月 ㈱日興コーディアルグループ代表取締役会長兼社長

平成17年6月 同取締役兼執行役会長 平成18年6月 当社社外取締役(現任)

## みやざき つよし

昭和 6年12月16日生まれ

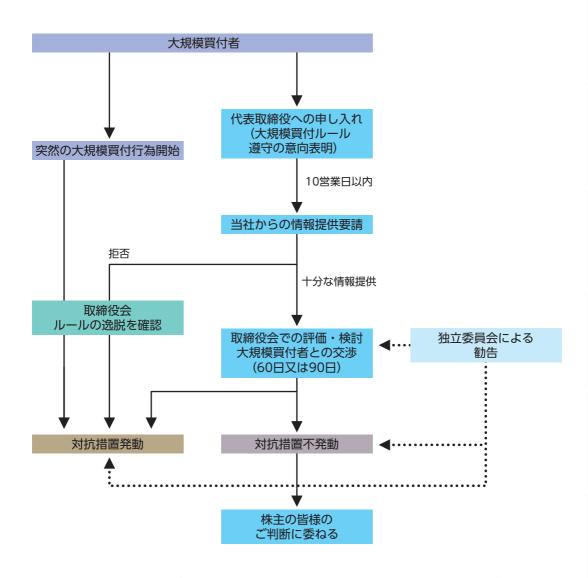
平成 2 年 3 月 三菱倉庫㈱代表取締役社長

平成10年 6 月 同代表取締役会長 平成15年 6 月 同相談役(現任)

平成19年6月 当社社外取締役 (現任)

(注) 社外取締役福井俊彦、小宮山 宏、金子昌資、宮崎 毅の4氏につきましては、㈱東京証券取引所等に対し、 独立役員として届け出ております。

## 大規模買付行為への対応方針 概要図



(注)上記は、本対応方針の内容をご理解しやすくするための概要図ですので、詳細につきましては本文をご参照ください。

別紙4

#### 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その 所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1 株につき当社取締役会が 別途定める割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は 12億8千7百万株を上限とする。但し、当社が株式分割、株式無償割当て、株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の発行方法 新株予約権の無償割当ての方法とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとするが、新株予約権者には、別途、自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書面の提出を求めることがある。

8. 新株予約権の行使期間等 新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

9. 取得条項付新株予約権

当社が新株予約権を当社株式その他の財産(但し、金銭を除く。)と引き換えに取得できる旨の条項(取得条項)を設ける場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとするが、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者から議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者を除くことや、新株予約権者に、別途、自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書面の提出を求めることがある。

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

例えば、下記に掲げるいずれかの類型に該当すると認められる場合は、原則として当社の企業価値 ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当すると考えます。

記

- 1. 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社グループ関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)
- 2. 当社グループの経営を一時的に支配して当社又は関係会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
- 3. 当社グループの経営を支配した後に、当社又は関係会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると判断される場合
- 4. 当社グループの経営を一時的に支配して当社又は関係会社の不動産、有価証券など高額資産等を 売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による 株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている と判断される場合
- 5. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。)など、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。)
- 6. 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な技術力及び生産力や当社の従業員、取引先、顧客、 地域社会の皆様との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利 益が著しく毀損されることが合理的な根拠をもって予想される場合

メモ欄

メモ欄	
	······································

## 定時株主総会会場ご案内図



#### 交通のご案内

● JR -----東京駅「日本橋口」:徒歩約2分

● 地下鉄 大手町駅「B6出入口」: 直結

東西線:徒歩約2分

丸の内線:徒歩約8分 半蔵門線:徒歩約8分 千代田線:徒歩約10分 三 田 線:徒歩約10分

三越前駅 半蔵門線「B2出入口」:徒歩約3分

◎本総会専用の駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご了承ください。

## 信越化学工業株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル

お問い合わせ等がございましたら、 下記の番号にご連絡ください。

電話 (03)3246-5011 (総務部-ダイヤルイン)